ただいま 手袋のまち

知ってほしい　気づいてほしい　相談してほしい
「ヤングケアラー」のこと

家族で支えることは大切です。
でも、ひとりで頑張りすぎている子どもが、あなたの周りにいませんか？

ヤングケアラーとは、**「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」**とされています。


障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。


家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。


障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。


目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。


日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。


障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。


精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。


がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。


障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/）より

ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表に出にくいものです。
子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」であることに気づいていないなど、必要な支援につながっていない場合があります。
まずは、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づくことが大切です。
気になる子どもを見かけましたら、子どもにより添って話を聞いてみましょう。
もしくは、相談窓口（裏面）にご相談ください。

ヤングケアラーの相談については
東かがわ市こども家庭センター（こども家庭課内）
TEL26－1229　までご連絡ください

ヤングケアラーが直面する問題

本来なら大人が行うような家事や家族の世話を日常的に行っていると、
子ども達にこんな影響が出る可能性があります。

■ 進路・就職　・希望する進学や就職をあきらめてしまう
■ 学校生活　・遅刻・早退・欠席が増える
・勉強の時間がとれない
・部活動に行けない　など
■ 友だち関係　・友だちとコミュニケーションをとれる時間が少ない　など
■ 心と体　・世話について話せる人がいなくて孤独を感じる
・ストレスを感じる
・睡眠が充分にとれない　など



ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例

場所等	きっかけの例
学校・こども園等で	・本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ・遅刻や早退が多い ・保健室で過ごしていることが多い ・提出物が遅れがちになってきた ・優等生でいつも頑張っている ・幼いきょうだいの送迎をしていることがある　など
地　域　で	・学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ・毎日のようにスーパーで買い物をしている ・毎日のように洗濯物を干している ・自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している　など
介護や医療の場面で	・ケア対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある ・家族の付き添いをしている姿を見かけることがある（平日に学校を休んで付き添いをしている等） ・日常の家事をしている姿を見かけることがある　など



有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和４年３月）より

ヤングケアラー相談窓口

※相談窓口でお話を聞いて、支援機関におつなぎします。

相　談　先		電　話	
市	東かがわ市こども家庭センター （こども家庭課内）	0879 - 26 - 1229	平日8:30～17:15（電話）
県	子どもと家庭の電話相談 （子ども女性相談センター内）	087 - 862 - 4152	（月）～（土）9:00～21:00 ※祝日は休み
その他	児童相談所相談専用ダイヤル	0120 - 189 - 783	24時間／年中無休
	24時間子供 SOS ダイヤル（文部科学省）	0120 - 0 - 78310	24時間／年中無休
	子どもの人権110番（法務省）	0120 - 007 - 110	平日8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始は休み

令和8年9月改訂